

議第16号

平成28年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 59事業所
- (2) 年間総給水量 17,264,500立方メートル
- (3) 1日平均給水量 47,300立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
 - 彦根工業用水道事業……更新工事
 - 南部工業用水道事業……配水工事、更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1,388,100
	1 営 業 収 益	1,158,098
	2 営 業 外 収 益	230,002

支 出

款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 1,268,200
	1 営 業 費 用	1,096,254
	2 営 業 外 費 用	154,830
	3 特 別 損 失	17,116

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 432,200千円は、減債積立金76,584千円、過年度分損益勘定留保資金 334,259千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 21,357千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 105,600
	1 諸 収 入	105,600

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 537,800
	1 建 設 改 良 費	330,020
	2 企 業 債 償 還 金	206,990
	3 固 定 資 産 購 入 費	790

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
南部工業用水道改良事業 (吉川浄水場次亜塩注入 設備更新工事)	平成29年度	45,556千円
南部工業用水道改良事業 (吉川浄水場耐震対策デ ザインビルド発注支援 等業務委託)	平成29年度	3,726千円
南部工業用水道改良事業 (吉川浄水場耐震対策 工事設計業務委託)	平成29年度	5,990千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 154,963千円 |
| (2) 交際費 | 25千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、899千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

滋賀県知事 三日月 大造